

福島県福祉サービス第三者評価受審済玄関用ステッカー及び
車両用マグネットシートの交付について

福島県では、福祉サービス第三者評価を受審し、その結果を公表した施設・事業所に対して、「受審済証」とあわせて、福祉サービス第三者評価を受審したことを記した「玄関用ステッカー」と「車両用マグネットシート」を交付しております。（※）

この交付事業は、「玄関用ステッカー」と「車両用マグネットシート」が一般県民や社会福祉施設訪問者の目に触れることにより、当該施設・事業所が第三者評価を受審し、福祉サービスの質の向上に取り組んでいることを広く周知することを目的としております。

※ 三年に一度必ず受審する義務を有している「社会的養護関係施設」については、「受審済証」のみの交付となります。

◆ 玄関用ステッカー ◆



(縦 210 mm×横 148 mm)

◆ 車両用マグネットシート ◆



(縦 210 mm×横 400 mm)